

大和市分別収集計画

第 1 1 期 計画

令和 8 年度～令和 1 2 年度

令和 7 年 7 月策定

神 奈 川 県 大 和 市

目 次

1.	計画策定の意義	P. 1
2.	基本的方向	P. 1
3.	計画期間	P. 1
4.	対象品目	P. 2
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第 8 条第 2 項第 1 号)	P. 2
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 2 号)	P. 3
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第 8 条第 2 項第 3 号)	P. 4
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号)	P. 5
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	P. 6
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)	P. 6
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)	P. 7
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	P. 8 P. 9
注意：法とは、『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律』をいう。		

1 計画策定の意義

安全・快適な生活環境を将来の世代に引き継いでいくためには、日常の生活や事業活動からの環境負荷の低減に努める必要があります。

現在のごみに関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄というこれまでのライフスタイルやビジネススタイルに起因しているものであり、物質的豊かさと利便性・効率性を最優先して追求してきたこれまでの風潮によるものです。

このため、ごみに関する問題の解決のためには、ごみの減量に努めるとともに、ごみに含まれる資源の再生利用による持続可能な社会システムを形成し、また維持することを目指して、各種の取組を進めていくことが大切です。

本計画は、廃棄物、とりわけ容器包装廃棄物のリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）を推進し、大和市一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「循環型都市やまと」の実現のため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、一体となって取り組むべき方針を示すために「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容リ法」）第8条の規定に基づき策定した分別回収計画です。

2 基本的方向

大和市ごみ処理基本計画では、基本理念を『循環型都市 やまと』の実現とし、その理念の実現に向けて、次の3つの基本方針を定めています。

- ① ごみの発生抑制・再使用の更なる推進
- ② ごみの資源化・リサイクルの更なる推進
- ③ 廃棄物の環境負荷の少ない適正処理・処分の推進

本計画では、容器包装廃棄物について、上記3つの基本方針を具体的に展開するため、次の3項目を基本的方向としています。

- ① 『循環型都市 やまと』実現のため、3Rを基本に市民、事業者、行政と連携を取り、容器包装廃棄物の発生抑制を図る。
※ 3R・・・リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）
- ② 時代に対応した効率的な回収、運搬体制に努める。
- ③ 市民事業者の理解と協力、及び、参加を得るためのPR、啓発活動に努める。

3 計画期間

本計画は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間（令和8年度から令和12年度まで）を計画期間とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画では、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器（アルミ使用なし）、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象としています。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

品目名 \ 年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物 計	12,849	12,878	12,903	12,924	12,940

※容器包装算定対象廃棄物の排出量の見込み×ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率

・・・環境省調査の人口規模別の容器包装廃棄物比率（A市）を採用

（市町村分別収集計画策定手引き（十一訂版）令和7年3月 P34より抜粋）

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のために3Rを推奨し、次のような方策を実施する。

3R 施策	方 策 名	事 業 内 容
(リデュース) 発生抑制	○マイバッグ運動の推進	・「かながわプラごみゼロ宣言」の連携の趣旨に沿った、プラスチックの発生抑制や適正排出の啓発
	○家庭系ごみの排出抑制の推進	・有料指定ごみ袋制度による排出量の抑制と資源分別の促進 ・ごみの戸別収集による排出者責任の明確化 ・大和市ごみカレンダーアプリの配信による資源分別の促進
	○事業系ごみの適正負担	・大規模事業者の減量化等計画書の提出による資源分別の促進 ・少量排出事業者のごみの戸別収集による排出者責任の明確化 ・少量排出事業者のリサイクルステーションの利用承認による資源分別の推進
(リユース) 再使用	○リユースの推進	・民間事業者との協定に基づく不用品のリユースの促進
(リサイクル) 再生利用	○資源分別回収の拡大	・自治会への資源分別回収報奨金制度の実施 ・リサイクルステーションの増設 ・容リ法に基づく全ての容器包装の分別回収の実施
	○資源回収常設施設の活用	・資源選別所での資源直接持込の受入れ ・資源拠点回収の実施
	○資源・ごみの分別品目の再生	・容器包装リサイクル協会による再生利用

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

※本市では、「収集」の用語についてはごみに対して用い、資源については「回収」と呼称しています。
以下、法律に関する部分以外は、同様に記載します。

市民の協力度、分別回収システムへの財政的、人的、施設の負担などを総合的に勘案し、容器包装廃棄物の種類、及び、分別区分を次のとおりとしています。

分別回収をする容器包装廃棄物の種類	回収に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	スチール アルミ
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	透明びん 色付きびん 生きびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ
	その他プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

品目名 \ 年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	229		230		230		231		231	
主としてアルミ製の容器	405		406		407		408		408	
無色のガラス製容器	532		533		534		535		536	
	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)
	532	0	533	0	534	0	535	0	536	0
茶色のガラス製容器	277		277		278		278		279	
	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)
	277	0	277	0	278	0	278	0	279	0
その他の色のガラス製容器	356		357		358		358		359	
	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)
	356	0	357	0	358	0	358	0	359	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	127		127		127		127		128	
主として段ボール製の容器	2,080		2,085		2,089		2,092		2,095	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	712		714		715		716		717	
	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)
	712	0	714	0	715	0	716	0	717	0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	700		702		703		704		705	
	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)
	0	700	0	702	0	703	0	704	0	705
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	2,184		2,189		2,193		2,196		2,199	
	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)
	2,184	0	2,189	0	2,193	0	2,196	0	2,199	0
(うち白色トレイ)	17		17		17		17		17	
	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)	(引渡額)	(独自処理)
	17	0	17	0	17	0	17	0	17	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	=	直近年度の分別基準適合物等の回収実績	×	人口変動率
---	---	--------------------	---	-------

※ここでの直近年度とは令和6年度をいう。

また、大和市総合計画課による人口推計に基づき人口変動率を推計した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別回収は、現行の回収体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		回収に係る 分別の区分	回収・運搬段階	選別・保管段階
金 属	スチール製容器	スチール	市の委託業者による指定日回収 及び拠点回収	市（委託業者）
	アルミ製容器	アルミ		
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	透明びん 生きびん		
	茶色のガラス製容器	色付きびん 生きびん		
	その他の ガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック		民間委託
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		市（委託業者） 市（委託業者）及び 民間委託（一部）
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル		
	(白色発砲スチロール 製食品トレイ)	白色トレイ		
	その他のプラスチック 製容器包装	その他プラス チック製容器 包装		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別回収する容器 包装廃棄物の種類	回収に係る 分別の区分	回収容器	回収車	中間処理
スチール製容器	スチール	プラスチック コンテナ	2 t ロング車	大和市資源選別所 (選別・圧縮施設)
アルミ製容器	アルミ			
無色の ガラス製容器	透明びん 生きびん			
茶色の ガラス製容器	色付きびん 生きびん			
その他の ガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック			
段ボール	段ボール	縛る	2 t パッカー車	民間施設
その他の紙製容器	紙製容器包装	プラスチック コンテナ		大和市資源選別所 (選別・圧縮施設)
ペットボトル	ペットボトル	ネット袋		
その他の プラスチック製 容器包装	白色トレイ	ネット袋		
	その他プラス チック製容器 包装	袋		

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

【大和市の資源分別回収について】

① 自治会でのステーション回収

市民が、それぞれ下表の通り分別を行い、自治会内のリサイクルステーションに排出し、市が指定する回収業者が回収を行う。回収は、A資源とB資源は月2回（1週間おきに交互に回収）、その他プラスチック製容器包装は、毎週1回とする。

回収回数	種 類	品 目	
月 2 回	A 資源	新聞紙・折込チラシ	
		段ボール	
		雑誌・本・その他の紙	
		布類	
	B 資源	紙パック	
		紙製容器包装	
		空き缶・金物類	アルミ
			スチール
		あきびん類	生きびん
			透明びん
			色付きびん
		ペットボトル	
		白色トレイ	
毎週 1 回	その他プラスチック製容器包装		

② 拠点回収

公共施設や駅前のスペースを利用し、市内8箇所で拠点回収を行う。それぞれの場所で毎月2回、日曜日の9時から13時の間で開設する。平日以外の回収場所を設けることにより、資源分別回収の促進を図る。

③ 持ち込みの受け入れ

大和市資源選別所において、家庭の資源の持ち込みを受け付ける。年末年始を除く毎日（土、日、祝日も可）9時から12時と、13時から15時30分の間で受け入れる。曜日にとらわれない回収を行うことで、資源分別回収の促進を図る。

【効率的、安定的な資源分別回収を行うための取り組み】

① 資源回収場所の確保のために

- ・ リサイクルステーションを増設し、市民が資源分別回収に参加しやすい環境づくりを進める。
- ・ 店頭回収を支援・推進し、資源分別回収を促進する。

② 排出場所の管理のために

- ・ 自治会主体でリサイクルステーションの管理（分別指導や清掃等）を進めるため、リサイクルステーションの維持管理料を交付する。
- ・ 自治会による資源分別回収を促進するため、回収量に応じた報奨金等を交付する。
- ・ パトロールによる啓発、指導を行う。

③ 市民の適正な分別のために

- ・ 広報、パンフレットにより分別方法を周知し、分別回収への協力を求める。
 - ※ 市の広報誌「広報やまと」へ資源化に関する記事を掲載
 - ※ 「家庭の資源とごみの分け方・出し方」のパンフレットを発行
 - ※ 「家庭の資源とごみの分け方・出し方」の在住外国人用パンフレットを発行
- ・ 自治会や市民団体の要請に応じて、資源の出し方等の出張説明会や資源選別所の見学会を実施し、資源化の啓発を図る。
- ・ ごみカレンダーアプリにより、分別日及び分別方法を周知し、分別回収の促進を図る。
- ・ 自治会の要望に応じた啓発等の看板の作成

④ 資源分別回収の充実のために

- ・ 資源の中間処理施設である大和市資源選別所の環境整備を図る。
- ・ その他プラスチック製容器包装の中間処理施設を大和市環境管理センター内に設置し、回収量の全量資源化を図る。